■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法は選択できます

（町民税務課）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いは、口座振替へ切り替えることができます。

平成23年1月31日(月)までに手続きをされますと、平成23年4月分の年金からのお支払いが中止され、平成23年7月から口座振替によりお支払いただくことになります。

また、前述の期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止されます。

※すでに変更の申し出をされている方の手続きは不要です。

○お問い合わせ
税務G（内線253）

■農耕作業用自動車のナンバー登録をされていますか

（町民税務課）

トラクターやコンバイン等の農耕作業用自動車も軽自動車税の課税対象車両としてナンバー（課税標識）の登録が義務付けられていますので、新たに車両を取得された方や登録が済んでいない車両をお持ちの方は、早急に手続きをしてください。

○小型特殊車両種別年税額
農耕作業用
・二輪のもの　1，600円
・四輪のもの
1，000cc以下2，400円
1，000cc超　3，100円

○お問い合わせ
税務G（内線252）

■年金の請求をお忘れではありませんか

（町民税務課）

年金を受け取ることができる方で請求されていない方がいます。以下に心当たりのある方はお早めに相談ください。

○年金の加入期間が25年未満の方
・年金の加入期間が25年未満でも、※カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間とは例えばサラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間などです。

・誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合は受け取れます。

○年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方
・70歳になっても、年金は自動的には支払われません。
・年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

○厚生年金の加入期間のある65歳以上の方
・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。一方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。
・一方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

○厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方
・厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる※特別支給の老齢厚生年金については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありませんので速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金とは65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金です。

○60歳以上で、会社にお勤めの方
・現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。
・給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

○お問い合わせ
下館年金事務所
☎0296(25)0834
ねんきんダイヤル
0570－05－1165

■平成23・24年度入札参加資格審査申請書の受付

（企画財政課）

町では、平成23・24年度入札参加資格審査申請書の受付を次のとおり行います。

詳細については、申請書提出要領をご覧ください。

○受付期間
2月1日(火)から28日(月)まで
（土・日祝祭日を除く）
午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時を除く）

○場所　役場1階　小会議室

○その他
要領は、役場企画財政課での受領または町ホームページ（1月上旬より掲載）でダウンロードしてください。

○お問い合わせ
財政・管財G（内線223）

広報ごかに広告を掲載しませんか？

規　格	掲載料（1カ月あたり）
全枠 縦4.9cm×横17.8cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 8.9cm	11,000円

この枠は半枠です。

○お問い合わせ　企画財政課 広報担当 内線221

★開放事業『ほほえみキッズ』
就園前のお子様を対象に子育て支援センターを開放しています！お気軽に遊びに来てください！
GOKA
【日　時】1月5日㈬10時30分～12時（11時45分～お楽しみ会）
※お年玉プレゼントを実施します！
くじ引きでポイント倍増のチャンス☆
【場　所】子育て支援センター
【参加費】無料
五霞子育て支援センター　担当:小松
茨城県猿島郡五霞町元栗橋1563-3 ☎0280-84-3788
QRコード 五霞幼稚園保育園ホームページ
広告